

## 「指定訪問看護」「指定介護予防訪問看護」重要事項説明書

令和4年4月1日現在

当事業所は利用者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、平成11年3月31日、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

### 1. 訪問看護を提供する事業者について

事業主名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会
主たる事業所の所在地	埼玉県川口市西川口五丁目11番5号
代表者名	支部長 原澤 茂
電話番号	048-252-0857

### 2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護ステーション 夢の実
施設の所在地	埼玉県鴻巣市八幡田849
開設年月	令和2年4月1日
介護保険事業所番号	1161790070
管理者の氏名	小田木 友
通常の事業の実施地域	鴻巣市、北本市、行田市、桶川市、上尾市、熊谷市、東松山市、羽生市、加須市
電話番号	048-501-6627
FAX番号	048-595-1014
第三者評価実施の有無	無

#### (2) 事業の目的、運営方針

##### 事業の目的（理念）

「済生会看護理念」に基づき、要支援・要介護状態と認定された利用者にたいして、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように、心をこめて看護を提供します。

## 運営の方針

24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた心温かなサービスを提供します。

1. 私達は、利用者に適切なサービスを提供するため、常に自己研鑽に努め必要な知識・技術を磨きます。
2. 私達は、利用者の権利を尊重し、人間同士の信頼関係を築きます。
3. 私達は、利用者の持てる力を可能な限り活用して生活できるように支援します。
4. 私達は、利用者のご家族の思いを尊重し、利用者が希望する生活が送れるように支援します。
5. 私達は、病院や地域の保健施設、福祉との連携のもと、総合的なサービスの提供に努めます。

### (3) ご利用事業所の職員体制（令和4年4月1日現在）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等(訪問看護師兼務)	1名		1名
訪問看護師	サービス利用の受付 訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	5名	0名	5名
作業療法士	サービス利用の受付 訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	1名	0名	1名
事務員	医療事務	0名	1名	1名

### (4) 営業時間

営業時間：月曜日から土曜日 午前8時45分から午後5時15分まで

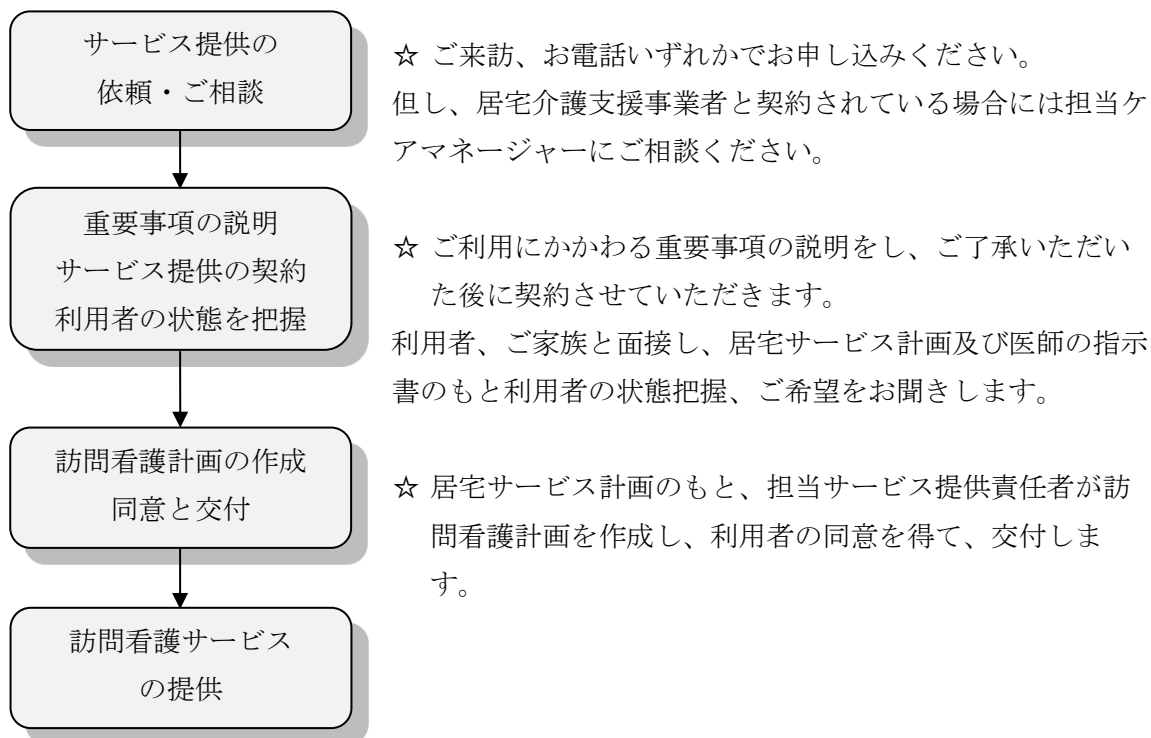
休業日：日曜日、祝日、12月29日 から 1月3日

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して

24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

### 3. サービスの利用方法

#### (1) サービスの開始までの流れ（契約書第3条）



#### (2) サービスの終了（契約書第19条）

利用者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7日以上 の予告期間を持って届出ることにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

#### 4. 利用料金

※ 利用料（契約書第8条） 介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の介護保険負担割合証に記載された割合の額です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

訪問看護・介護予防訪問介護事業所 料金表鴻巣市（6級地） 1単位＝10.42円

##### (1) 訪問看護費

【 費用額（10割分）の計算 】	
費用額 ＝ { 単位数 × 1単位の単価（端数は切り捨て） }	
【 利用者負担額の（1割の場合）計算 】	
利用者負担額 ＝ { 10割分の額 - 10割分の額 × 0.9（端数は切り捨て） }	

		(単位数) 1単位10.42円	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護 ステーションの 場合 (1回につき)	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可 能)	314	3,272円	327円	654円	982円
	20分以上30分未満	471	4,908円	491円	982円	1,472円
	30分以上1時間未満	823	8,576円	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上1時間30分未満	1128	11,754円	1,175円	2,351円	3,526円
	作業療法士等による訪問	294	3,063円	306円	613円	919円

注 准看護師が訪問看護を行った場合

注 同一建物減算に該当する場合（同一敷地内50人未満又は同一建物20人以上）

注 同一建物減算に該当する場合（同一敷地内50人以上）

\* 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

\* 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の10%減

上記単位数の10%減

上記単位数の15%減

上記単位数の25%増

上記単位数の50%増

##### 【その他の加算】

		(単位数) 1単位10.42円	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
初回加算（Ⅰ）	1月につき	+350	3,647円	364円	729円	1,094円
初回加算（Ⅱ）	1月につき	+300	3,126円	312円	625円	937円
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満の場合	+254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上の場合	+402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満の場合	+201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上の場合	+317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	+500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	+250	2,605円	261円	521円	782円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1月につき	+600	6,252円	625円	1,250円	1,875円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	1月につき	+574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
退院時共同指導加算	1月につき	+600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護連携強化加算	1月につき	+250	2,605円	261円	521円	782円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	+6	62円	7円	13円	19円
専門管理加算	1回につき	+250	2,605円	260円	521円	781円

訪問看護・介護予防訪問介護事業所 料金表 鴻巣市（6級地） 1単位＝10.42円

(2) 介護予防訪問看護費

<p>【 費用額（10割分）の計算 】</p> <p>費用額 = {単位数×1単位の単価（端数は切り捨て）}</p> <p>【 利用者負担額の（1割の場合）計算 】</p> <p>利用者負担額 = {10割分の額－10割分の額×0.9（端数は切り捨て）}</p>
---

		（単位数） 1単位10.42円	費用額 （10割）	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護 ステーションの 場合 （1回につき）	20分未満 （週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可 能）	303	3,157円	316円	631円	947円
	20分以上30分未満	451	4,699円	470円	940円	1,410円
	30分以上1時間未満	792	8,253円	825円	1,651円	2,476円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,358円	1,135円	2,272円	3,402円
	作業療法士等による訪問	284	2,959円	295円	590円	885円

注 准看護師が訪問看護を行った場合

注 同一建物減算に該当する場合（同一敷地内50人未満又は同一建物20人以上）

注 同一建物減算に該当する場合（同一敷地内50人以上）

\* 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

\* 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の10%減

上記単位数の10%減

上記単位数の15%減

上記単位数の25%増

上記単位数の50%増

【その他の加算】

		（単位数） 1単位10.42円	費用額 （10割）	利用者負担額		
				1割	2割	3割
初回加算	1月につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満の場合	+254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上の場合	+402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満の場合	+201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上の場合	+317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	+500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	+250	2,605円	261円	521円	782円
緊急時訪問看護加算	1月につき	+574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
退院時共同指導加算	1月につき	+600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護連携強化加算	1月につき	+250	2,605円	261円	521円	782円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	+6	62円	7円	13円	19円

\*原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更になった場合、②要支援から要介護に変更になった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合は、日割り計算による。

\*月途中で要支援度が変更になった場合にも日割り計算を行う。

\*同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う

\*新型コロナウイルス感染症に対する特例評価として、全サービスについて令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

(3) 医療保険適用料金

後期高齢者医療	75歳以上	1割(*1)
医療保険(一般)	70歳以上	2割(*2)
	70歳未満	3割
	6歳未満	2割(*3)
<p>*上記負担割合は、原則に則り記載をしております。          医療証の種類、疾病、重症度等により、負担割合には増減があります。          (*1)現役並み所得者は3割 (*2)一定以上所得者は3割 (*3)市町村により異なります。</p>		
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550円/日
	週4日目以降	6,550円/日
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	週3日目まで	2,780円/日
	週4日目以降	3,280円/日
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (一時的な外泊等で入院中に行う 訪問看護)	入院中1回まで (但し、厚生労働大臣が定める疾病等の場合は入院中 2回まで)	8,500円/回
訪問看護管理療養費(*)	訪問看護計画書・報告書を主治医に提出する とともに、利用者さまへ計画的な管理を継続 的に行うことができる体制にある場合	7,600円/初回 (月の初日)
		イ3,000円/日 ロ2,500円/日 (2日目以降)
24時間対応体制加算(*)	電話での対応や、緊急時訪問看護を行うこと が出来る体制にある場合	6,800円/月
<p>(*)訪問看護を行った月は、利用の有無に関わらず算定されます。</p>		
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態 や、留置カテーテル等を使用している状態である こと	5,000円/月
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、真 皮を越える褥創等の状態であること	2,500円/月
訪問看護ターミナル療養 費	死亡日及び死亡日以前14日以内に、2回以上の訪問 看護を実施しターミナルケアを行った場合	25,000円/月
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護が90分を超えた場合 (15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合に限 り、週3回まで)	5,200円/週
夜間訪問看護加算	午後6時から午後10時まで	2,100円/回
早朝訪問看護加算	午前6時から午前8時まで	2,100円/回

深夜訪問看護加算	午後10時から翌午前6時まで	4,200円/回
複数名訪問看護加算(*)	看護師等と複数で行う訪問看護 (週1回まで)	4,500円/週
	看護師補助者等と複数で行う訪問看護 (週3回まで) (*)但し、厚生労働大臣が定める疾病等の場合は回数制限なし	3,000円/週
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等にある利用者さま、及び訪問看護特別指示書期間の利用者さまへの必要に応じた訪問看護を1日2回又は3回以上行った場合	4,500円/日 (1日2回まで)
		8,000円/日 (1日に3回以上)
退院時共同指導加算	利用者さまの退院時に、主治医等と共同し、在宅療養上必要な指導を行った場合	8,000円/回 (退院時に1回)
特別管理指導加算	厚生労働大臣が定める基準、及び状態等にある場合に退院時共同指導を行った場合 (退院時共同指導加算に追加して算定されます)	2,000円/回
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等、及び状態等にある利用者さまへの退院日当日の訪問看護が必要であると認められ、看護師等が在宅での療養上の指導を行った場合	6,000円/初回 (退院日翌日以降の初日)
緊急訪問看護加算	緊急対応として訪問看護を行う場合	イ2,650円/日 ロ2,000円/日
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関等と、文書等により情報共有を行い、看護師等が療養上の指導を行った場合	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者さまの状態の急変時に伴い、在宅療養を担う医療機関等の求めにより、医師、介護支援専門員等と共同で緊急訪問の上、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合	2,000円/回 (月に2回まで)
訪問看護情報提供療養費	利用者さまがお住まいの市町村等へ、当該訪問看護の状況を示す文書等を添え、必要な情報を提供した場合	1,500円/月
乳幼児加算	利用者さまが6歳未満である場合	1,500円/日
訪問看護ベースアップ評価料(1)	地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある評価料	780円/月

(4) 精神科訪問看護

【利用者負担額の（1割の場合）計算】

利用者負担額 = 【10割分の額 - (10割分の額 × 0.9 (1割未満切り捨て)】

(ア) 訪問看護基本療養費		費用額 (10割)		利用者負担額					
				1割		2割		3割	
精神科訪問看護基本療養費 (I)		30分以上	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満
週3日まで	看護師・保険師・作業療法士	5,550円	4,250円	560円	430円	1,110円	850円	1,670円	1,280円
	准看護師	5,050円	3,870円	510円	390円	1,010円	770円	1,520円	1,160円
週4日以降	看護師・保険師・作業療法士	6,550円	5,100円	660円	510円	1,310円	1,020円	1,970円	1,530円
	准看護師	6,050円	4,720円	610円	470円	1,210円	940円	1,820円	1,420円
精神科訪問看護基本療養費 (II) 同一建物住居2名		30分以上	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満
週3日まで	看護師・保険師・作業療法士	5,550円	4,250円	560円	430円	1,110円	850円	1,670円	1,280円
	准看護師	5,050円	3,870円	510円	390円	1,010円	770円	1,520円	1,160円
週4日以降	看護師・保険師・作業療法士	6,550円	5,100円	660円	510円	1,310円	1,020円	1,970円	1,530円
	准看護師	6,050円	4,720円	610円	470円	1,210円	940円	1,820円	1,420円
精神科訪問看護基本療養費 (III) 同一建物住居3名		30分以上	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満
週3日まで	看護師・保険師・作業療法士	2,780円	2,130円	280円	210円	560円	430円	830円	640円
	准看護師	2,530円	1,940円	250円	190円	510円	390円	760円	580円
週4日以降	看護師・保険師・作業療法士	3,280円	2,550円	330円	260円	660円	510円	980円	770円
	准看護師	3,030円	2,360円	300円	240円	610円	470円	910円	710円
精神科訪問看護基本療養費 (IV)									
外泊時		8,500円		850円		1,700円		2,250円	

(イ) 訪問看護管理療養費		費用額 (10割)		利用者負担額		
				1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費 (I)						
月の1日目の訪問の場合		7,670円		767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降の訪問の場合		イ 3,000円		300円	600円	890円
		ロ 2,500円		250円	500円	750円



(ウ) 加算		費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝訪問看護加算(18:00～22:00、6:00～8:00)		2,100円/回	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22:00～6:00)		4,200円/回	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算		6,800円/月	680円	1,360円	2,040円
訪問看護ベースアップ評価料(1)		780円/日	78円	156円	234円
精神科緊急訪問看護加算		2,650円/日	270円	530円	800円
特別管理加算(重要度が高い)		5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(上記以外)		2,500円/月	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
精神科複数回 訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名精神科 訪問看護加算 (看護師・保険師・作業療法士)	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
複数名精神科 訪問看護加算 (准看護師)	1日1回	3,800円	380円	760円	1,140円
	1日2回	7,600円	760円	1,520円	2,280円
	1日3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
長時間精神科訪問看護加算		5,200円/回	520円	1,040円	1,560円
訪問看護情報提供療養費1		1,500円/月	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2					
訪問看護情報提供療養費3					
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
精神科重症患者支援連携加算イ		8,400円	840円	1,640円	2,520円
精神科重症患者支援連携加算ロ		5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
(エ) その他実費					
交通費		通常事業実施地域 無料 通常事業実施地域以外 片道20km以上30km未満…200円(1回につき) (自動車の場合) 片道30km以上…300円(1回につき) 公共交通機関利用の場合 実費負担			
訪問看護料		営業時間内で2時間を超える場合:30分につき1,000円(税別) 営業日以外の訪問看護:1回あたり10,000円(税別) 指示を超える週数回の訪問看護1回あたり8,500円(税別) 臨時及び緊急の入院等にかかる支援及び1時間半を超える同行支援にかかる 訪問看護料金:職員1人につき30分あたり3,000円 死後の処置:10,000円(税別)			

(4) 高額療養費の取得区分

70歳未満			
対象	要件	自己負担限度額(1月あたり)	
区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数該当 140,100円〉	
区分イ	標準招集月額53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数該当 93,000円〉	
区分ウ	標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数該当 44,400円〉	
区分エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円 〈多数該当 44,400円〉	
区分オ	被保険者が市区町村民税非課税	35,400円 〈多数該当 24,600円〉	
70歳以上			
被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来	外来・入院
		(個人ごと)	(世帯)
① 現役並み 所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当：140,100円]	
	現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当：93,000円]	
	現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当：44,400円]	
②一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 多数該当：44,400円
③低所得者	Ⅱ (※1)	8,000円	24,600円
	Ⅰ (※2)		15,000円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

(5) 保険適用外料金（実費負担分）

保険適用外訪問 （休日に単独の看護師等で行う訪問看護）	1回あたり	10,000円/回 （税別）
死後の処置料	死後の処置に使用する材料費等	10,000円/回 （税別）
保険適用外 （適用時間以上に単独の看護師等で行う訪問看護）	30分あたり	1,000/回

- ① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）帯の時は25%増し、深夜（22：00～6：00）帯50%増しとなります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ③ 利用者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。

(6) 交通費（契約書第8条）

- ・ 当事業所の通常の事業の実施地域へのサービス提供の場合は無料です。
- ・ 当事業所の通常の事業の実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費、また、自動車を利用した場合は次の金額を請求させていただきます。いずれの場合も利用者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	20km以上30km未満（片道）	30km以上（片道）
通常の事業の実施地域を越えた地点から	200円（1回ごと）	300円（1回ごと）

(7) 請求および支払方法（契約書第8条）

利用料・その他費用の請求方法	毎月15日前後の訪問日に当事業所の訪問看護師が請求書を持参いたします。
お支払い方法	原則、口座引き落としにより集金いたします。事情がある方は、訪問看護師、訪問看護ステーション職員にご相談ください。
領収書の発行	領収書を後日お届けします。

(8) 利用中止、変更、追加（契約書第9条）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

(1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）

但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

(2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

(3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師がサービスを提供する場合があります。

### (2) 訪問看護師の交替（契約書第6条）

#### ① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条）

#### ① 定められた業務以外の禁止

利用者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはありません。

#### ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサー

ビスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### ③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更（契約書第10条）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問看護師の禁止行為（契約書第14条）

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
- ② 利用者のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

## 7. 緊急時の対応（契約書第13条）

サービスの提供中に利用者の容態の変化等があった場合は、利用者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
また緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	名 称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院
	院 長 名	關 紳 一
	所 在 地	埼玉県鴻巣市八幡田849
	電 話 番 号	048-596-2221
	診 療 科	精神科・内科
	入院設備	有

## 8. 事故発生時の対応（契約書第15・16条）

利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長 小田木 友
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要な訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

## 12. ハラスメント対策

- (1) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が、暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
- 身体的暴力：たたく・蹴る・ひっかく・つねる・ものを投げつける
  - 精神的暴力：大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言う・理不尽な要求を繰り返す・無視を続ける
  - セクシャルハラスメント：必要なく職員の体を触る・抱きしめる・職員に不快感を与える性的な言動をする・猥せつな図画を見せる
- (2) サービス利用中に職員に同意なしに写真や動画の撮影、録音をする行為または上記禁止行為があった場合は、必要に応じ対処させていただきます。

## 13. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びよろずの蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 14. 身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

## 15. その他

通常、訪問看護指示書料 300 点（3割負担の方は 900 円、2割負担の方は 600 円、1割負担の方は 300 円）を医療機関にお支払いいただく必要があります。

## 16. サービスに関する相談・要望・苦情申立（契約書第23条）

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付：当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 訪問看護ステーション 夢の実	苦情受付担当窓口 榎本 由太郎 苦情解決責任者 小田木 友 (月曜日～金曜日) 午前8：45～午後5：15 TEL：048-501-6627 FAX：048-595-1014
---	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鴻巣市介護保険課（代表）	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-541-1321 FAX：048-542-9818
北本市高齢福祉課（代表）	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-592-5997 FAX：048-592-5997
行田市高齢者福祉課 介護保険担当	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-556-1111 FAX：048-564-3770
桶川市高齢福祉課（代表）	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-786-3211 FAX：048-787-5409
上尾市高齢介護課（代表）	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-775-5111
熊谷市長寿いきがい課	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-542-1402
東松山市高齢介護課	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：0493-21-1460
羽生市高齢介護課	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：048-561-1211
加須市高齢者福祉課（代表）	(月曜日～金曜日) 午前8：30～午後5：15 TEL：0480-62-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護福祉課（月曜日～金曜日） 午前8：30～正午 午後1：00～午後5：00 TEL：048-824-2568 FAX：048-824-2561



## 訪問看護ステーション 夢の実 個人情報保護に関する方針

### 1. 個人情報に関する訪問看護ステーション夢の実の方針

本ステーションは、個人情報の趣旨を尊重し、個人情報の保護方針を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理します。

### 2. 訪問看護ステーション夢の実が保有する個人情報の目的

本ステーションは、訪問看護の申込、訪問看護の提供を通じて収集した利用者のご家族の個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録、台帳の作成などといった訪問看護提供のために必要に応じ利用します。また、効果的な運用を行うため、カルテを利用者宅に持参します。

下記以外で個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ利用者・ご家族の同意を文書で提示します。

- ・病院、診療所、薬局、及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、紹介への回答
- ・介護保険施設利用時の連携、紹介への返答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届け出、及び紹介の回答
- ・学会、研究会等での発表（匿名化が原則）
- ・看護サービスや業務の維持・改善のための基本資料
- ・学生等の実習、研修への協力

利用目的のなかで同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応を致します。

### 3. 取扱規程

社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院の「個人情報保護に関する、訪問看護サービスについての、重要事項・個人情報に関する方針」に準ずる。